

戦後教育資 1.

VI-559

(7)

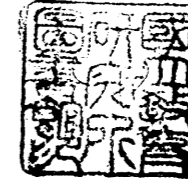
国大第56号

昭和27年3月24日

6-4
603

殿

文部省大学学術局長
稲田清助



文部省研究機関に対する行政監察の結果
について

このことについて、さきにお知らせしましたが、このたび行政管理庁より同庁長官名をもつて正式に通知があり、同時にこの報告に関する文部省の意見を求められましたので、別紙写並びに報告書を添えてお知らせします。

なお、かねてお願いしてあるとおり、至急この報告内容に関する貴機関の御意見をおとりまとめの上、3月末日迄に必ず当局学術課まで御提出願います。

天野 371

VI-559

寫

行管第五二号ノ一

昭和二十七年三月十八日

行政管理局長官

天野

文 部 大 臣 殿

附属機関監察結果（その二）について

貴省所管試験研究機関に関する行政監察委員の監察報告が別冊のと
おり提出せられたので送付する。

なお、これに対する貴省の御意見を回示願いたい。

昭和二十七年二月

(第四回總会配布資料)

附屬機關監察結果 (その二)

行政管連庁監察部

天野

VI-559

附屬機関監察結果 (その二)

— 文部省關係研究所等監察結果 —

目次 頁

一	附屬機関と認むべき諸機関の範囲	一
二	監察日程	一
三	監察結果	一
(一)	文部省直轄研究機関	一
1	緯度観測所	二
2	統計数理研究所	二
3	国立遺伝学研究所	二
4	国立教育研究所	三
5	国立国語研究所	三
(二)	文化財保護委員会附屬研究機関—美術研究所	三
(甲)	大学附置研究機関	四
1	東京大学	四
(1)	伝染病研究所	四
(2)	東京天文台	四
(3)	地震研究所	五
(4)	東洋文化研究所	五
(5)	立地自然科学研究所	五
(6)	理工学研究所	六
(7)	社会科学研究所	六
(8)	新聞研究所	六
(9)	史料編纂所	七
(10)	生産技術研究所	七
2	東京工業大学	七

四

結

語.....二

(2) 産業科学研究所.....二

(1) 微生物病研究所.....一

5 大阪大学.....一

(7) 防災研究所.....一

(6) 食糧科学研究所.....一

(6) 木材研究所.....〇

(4) 工学研究所.....〇

(3) 結核研究所.....〇

(2) 人文科学研究所.....九

(1) 化学研究所.....九

4 京都大学.....九

3 一橋大学——経済研究所.....八

(6) 燃料科学研究所.....八

(5) 電気科学研究所.....八

(4) 窯業研究所.....八

(3) 精密機械研究所.....七

(2) 資源化学研究所.....七

(1) 建築材料研究所.....七

附 属 機 関 監 察 結 果 そ の 一

— 文 部 省 関 係 研 究 所 等 監 察 結 果 —

附属機関監察結果その一に引続き、文部省関係の研究所等附属機関と認むべき諸機関の監察結果を取り纏める。

一 附属機関と認むべき諸機関の範囲

文部省の附属機関と認むべきものは、省に国立学校、研究所、科学博物館があり、文化財保護委員会には国立博物館、美術研究所があり、省内の内部部局には職員養成所、史料館がある。また、国立大学は叙上の如く文部省の附属機関の一種であるが更に、多数の研究所が附置せられ、また、大学の学部にも、試験所或いは実験所が附せられている実情である。この複雑多岐な現状を表示すれば、別紙第一のとおりである。

二 監察日程

文部省の附属機関については、研究所に特に問題がうかがわれるが、その全部を短期間に監察することは困難であるので、専ら、東京・京都・大阪附近の研究所を別紙第二のとおり監察し、各研究所別に後述のとおり監察結果を簡単に取り纏め、監察結果とする。

三 監察結果

文部省関係の研究機関には、省直轄、文化財保護委員会附属及び大学附置の三種がある。

(一) 文部省直轄研究機関

文部省の直轄研究機関には緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所、国立教育研究

所及び国立国語研究所がある。

／ 緯度観測所（業務概況は別冊中、第一参照）

本観測所は、緯度変化の観測、計算及び研究を行う機関であるが、この種研究は基礎的かつ学理的研究であつて、行政機関の行政目的には何等関係のない研究であり、又、東京大学附置の研究機関である天文台においても緯度並びに緯度の研究を実施しており、研究機関として軌を一にするものと考えられる。よつて、本所は文部省の直轄機関であるよりも、大学附置の研究機関に改めるべきが適切と考えられる。

2 統計数理研究所（業務概況は別冊中、第二参照）

本研究所は、統計に関する数理及びその応用研究を行う機関であり、学理的かつ基礎的研究をも実施しているが、元来、応用的かつ行政目的に合致した研究を実施すべき機関と考えられる。しかるところ統計については統計委員会が行政機関であるので、この種研究所の所属は文部省に置かずして統計委員会に所屬せしめるのが最も適切と考えられる。なお、本研究所については、従来、適切な所長を得られなかつた等の関係もあり、研究目標及び研究態勢につき反省、改善の必要がうかがわれる。

3 国立遺伝学研究所（業務概況は別冊中、第三参照）

本研究所は、遺伝に関する学理の総合研究及びその応用の基礎的研究を行う機関であり、その研究内容は大学における基礎的研究の部に属し、文部省の直轄研究所において研究するよりは、大学の附置研究所において研究するのが適切と認められるところ、大学においても

この種研究は実施せられていないので、本研究所はこれを廃止すべきが適切と考えられる。

4 国立教育研究所（業務概況は別冊中、第四参照）

本研究所は、教育に関する基礎的研究調査を行う機関であつて、その研究は主として、中初等以下の各種の教育についての研究を目標としている現状である。戦後、師範学校を枢軸とする教育制度が解体して、教育方針が混同としている現在として、本研究所の存在意義は注目すべきものがあると認められる。しかしながら、教育に関する研究につき、国語関係は本研究所とは別個に国立国語研究所があつて、同所において実施せられていない現状であるが、教育は国語をも含み実施せられなければならない問題であるので、本研究所は国語研究所と統合して一研究所とし、教育問題の研究を実施すべきである。

5 国立国語研究所（業務概況は別冊中、第五参照）

本研究所は、国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くことを目的とする機関であり、国語に関連して教育の研究を実施している実情である。即ち、教育についての研究機関であるので、国立教育研究所について述べたとおり、同研究所と統合して一研究所とし、教育問題全般を考慮しつつ運営すべきが適切と考える。

(二) 文化財保護委員会附属研究機関

文化財保護委員会の附属研究機関としては美術研究所があり、（業務概況は別冊中、第六参照）有形及び無形の文化財に関する調査研究、資料の作成及び公表を行うこととなつているが、

現状は絵画、彫刻等に関する古典的研究及びその保存に関する業務を行い、無形文化財については見るべきものがない実情である。本研究所は文化財保護行政には勿論関係が深いが、文化財保護委員会の附属機関である国立博物館の機関であつたこともあり、今後も博物館とは相当広範囲に涉り提携しつつ研究を推進すべき機関であると認められるので、寧ろ、かつての如く国立博物館に属する研究機関として運営されることが適切と考える。

(三) 大学附置研究機関

別紙第一に表示せる如く全国の主要大学には夫々研究機関が附置せられている。

1 東京大学

本大学には、伝染病研究所以下十研究機関が附置せられている。

(1) 伝染病研究所（業務概況は別冊中、第七参照）

本研究所は、伝染病その他の病源の検査並びに予防治療に関する学理及びその応用研究を行う機関であつて、その歴史は古く、伝染病に關しては權威ある研究所である。戦後検査、検定業務等を厚生省の予防衛生研究所に分離して、専ら研究等を実施しており、現状の形態において今後も運営を行うことが適切と考えられる。但し、厚生省の予防衛生研究所は、今後は検査、検定業務に専心すべきが適切と考えられるので、予防衛生研究所の担当している純研究部門は、本研究所に併合して運営すべきものと考ええる。

(2) 東京天文台（業務概況は別冊中、第八参照）

本台は、天文学に関する事項の研究並びに天象観測、曆書編製、時の測定、報時及び時

計の検定を行う機関であつて、歴史も古く、最も權威ある天文關係の研究機関であり、現状のまま運営することが適切である。

(3) 地震研究所（業務概況は別冊中、第九参照）

本研究所は、地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震爆風及び地震探鉱法に関する研究を行う機関であつて、本研究所は地震に関する最も基礎的な研究を実施する機関であり、現状のまま運営せられることが適切と認められる。

(4) 東洋文化研究所（業務概況は別冊中、第十参照）

本研究所は、東洋文化に関する総合研究を行う機関であるが、その研究の目標は京都大学の人文科学研究所と傾向を一つにし、かつ旧東方文化学院の研究目標であつたものと認められる。この種の研究は、大学附置の研究所として特に推進しなければならぬものとも考えられないので、人文科学研究所と併合して一機関とし、かつ、政府機関以外の財団法人として発足することは困難と考えられる情勢にあるので、一応人文科学研究所と統合して、当分の間は文部省の直轄研究所となし、将来において財団法人の研究所に改むるよう検討すべきである。

(5) 立地自然科学研究所（業務概況は別冊中、第十一参照）

本研究所は、国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究を行う機関であるが、本研究所は戦時中の南方自然科学研究所の改編せられたものと認めらるべく、既に南方諸地方を失つた現在としては、本研究所の研究項目は特に大学附置の研究所として研究を実施する必要はないものと考えられ、速やかに廃止すべきである。

(6) 理工学研究所（業務概況は別冊中、第十二参照）

本研究所は、理工学に関する学理及びその応用の総合研究を行う機関であり、我國の現状より考えその存置は必要であり、殊にその研究は生産技術研究所と一体となつて実施することが一層の成果を期待し得るところであるので、両研究所を併合して一研究所とすることが適切である。

(7) 社会科学研究所（業務概況は別冊中、第十三参照）

本研究所は、社会科学に関する総合研究機関で、法・文・経各学部に係る問題の研究を行つてゐるか、現状より考えるに、各研究項目はこれを各学部に分割しても十分研究を実施するに認められるので、本研究所はこれを廃止して、各研究項目は学部として担当せしめるよう改めることが適切と考えられる。

(8) 新聞研究所（業務概況は別冊中、第十四参照）

本研究所は新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し又は従事しようとする者の指導及び養成を行う機関であつて、その研究は特定しており、学部の一講座として研究せらるべき性質のものと考えられる。即ち、特に研究所としての規模の下に研究を実施する必要性は認められないのである。よつて本研

研究所はこれを廃止して学部の一講座とすることが適切と考えられる。

(9) 史料編纂所（業務概況は別冊中、第十五参照）

本所は、本邦に関する史料の研究、編纂及び出版を行う機関であり、史料関係の輯録及び専門的研究を行う機関でもあり、今後も現状のとおり研究の継続せられることが必要である。但し、本所の研究態度等は、骨董的趣味に偏し、科学的研究方法の採用につき欠くるやに見受けられ、反省の余地がうかがわれる。

(10) 生産技術研究所（業務概況は別冊中、第十六参照）

本研究所は、生産に関する技術的問題の科学的総合研究及び研究成果の實用化試験を行う機関であるが、本研究所については、さきに理工学研究所の項において述べた如く、今後研究の成果を挙げるために、理工学研究所と統合して一研究所として運営することが適切と考えられる。

2 東京工業大学

本大学には左の如く六研究所が附置せられている。

(1) 建築材料研究所（本研究所は建築用材料に関する学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第十七参照）

(2) 資源化学研究所（本研究所は資源に関する化学の学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第十八参照）

(3) 精密機械研究所（本研究所は精密機械に関する学理及びその応用研究を行う機関であ

り、その業務概況は別冊中、第十九参照）

(4) 窯業研究所（本研究所は窯業に関する学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第二十参照）

(5) 電気科学研究所（本研究所は電気科学に関する学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第二十一参照）

(6) 燃料科学研究所（本研究所は燃料科学の学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第二十二参照）

これら六研究所は、何れも大学附置研究所として、学理の研究を行うというよりもその応用面の研究に重点をおいていると認められる。各研究所はその内容において、学部の研究施設と認められるものが多いが、本大学には実用的研究を目標とする特徴もあるので、この種研究所の如き研究所を本大学に附置することは有意義であり、現状のまま研究を推進せしむべきものと考ええる。

3 一橋大学

本大学の附置研究機関としては、経済研究所及び産業経済研究所が規定せられているが、現在発足しているのは経済研究所のみである。

経済研究所（業務概況は別冊中、第二十三参照）は日本及び世界の経済の総合研究を行う機関であり、東京商科大学以来の歴史を有し、経済学に基きつつある幅広い研究を実施する機関であつて、現状のまま研究を推進することが適切と考えられる。なお、産

業経済研究所は現在未発足であるが、将来といえども経済研究所一本において十分の研究成果を挙げるよう努力すれば可なるものと考えられるので、産業経済研究所はこれを発足せしめる要なきものと認められる。

々 京都大学

本大学には化学研究所以下七研究所が附置せられている。

(1) 化学研究所（業務概況は別冊中、第二十四参照）

本研究所は、化学に関する特殊事項の学理及びその応用研究を行う機関であるが、本研究所は過去の業績に徴し、今後も期待せられる処が多いので、現状の附置機関の形式において研究の成果を挙げることに努力せしめることを適切と考える。

(2) 人文科学研究所（業務概況は別冊中、第二十五参照）

本研究所は、世界文化に関する人文科学の総合研究を行う機関であつて、本研究所の研究目標は東京大学の東洋文化研究所と同一の傾向を有し、更に広範囲に文化の研究を行うものといわれている。然しなから、本研究所の研究は東京大学の東洋文化研究所と同じく、旧東方文化学院の研究目標であつたものと認められ、その研究項目は、現在、大学の附置研究所において特に研究を実施しなければならぬ問題とは考えられない。よつて先に、東京大学の東洋文化研究所の項において述べた如く、東洋文化研究所と併合して一研究所とし、かつ、将来は財団法人の研究所とすべきが適当と考えられる。但し、今直ちに財団法人となることも不可能と考えられるので、それ迄の間は文部省の直轄研究所とすることが適切と認められる。

(3) 結核研究所（業務概況は別冊中、第二十六参照）

本研究所は、結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を行う機関であり、結核対策が現下の重要問題である關係から、現状として本研究所存在の必要性には異議はないが、結核研究所と呼ばれる大学附置研究所は、北海道・金沢向大学にもあり、その他結核を研究する大学附置研究所としては、東北大学の抗酸菌病研究所、東京大学の伝染病研究所、大阪大学の微生物病研究所等が存するのである。この種研究所においては夫々特に特色ある研究を実施しているとも考えられないので結核対策全般を考慮して研究態勢を検討する必要があると思われる。

(4) 工学研究所（業務概況は別冊中、第二十七参照）

本研究所は、工学に関する学理及びその応用の総合研究を行う機関であり、工学が現在在我国に必要な研究問題であるので、本研究所が大学の附置機関であることは必要と認められる。然しなから、本大学の工学部の研究が本研究所を利用して実施せられている実情にあるので、広範囲に各種の研究を実施し、その特色を認め難く、かつ研究内容が低位と認められるものもあるので、充實向上の要があると考ええる。

(5) 木材研究所（業務概況は別冊中、第二十八参照）

本研究所は、木材に関する学理及びその応用の研究を行う機関であるが、その研究は農林省林野庁林業試験場における研究と同様の問題例えば、パルプの研究、木材乾燥の

研究、木材防腐の研究、木材接着の研究等大学の附置研究所として特に必要と認めがたい研究を研究対象としているので、大学附置研究所として存置の意義は認め難く、即ち廃止すべきである。

(6) 食糧科学研究所（業務概況は別冊中、第二十九参照）

本研究所は、食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究を行う機関であり、この種研究は他の研究所により実施せらるるものもあるが、本研究所の研究内容は基礎的学理に重点がおかれていたので本研究所の存置は適切と考えられる。

(7) 防災研究所（業務概況は別冊中、第三十参照）

本研究所は、地殻の移動変動等災害に関する学理及びその応用の研究を行う機関であり、この種の研究は必要であるところ、他に研究を実施している研究所も存しない実情であるので、本研究所としては発足勿々で十分の研究を行つてはいないが、今後は大いに研究を推進すべきである。

5 大 学

本大学には微生物病研究所及び産業科学研究所の二研究所が附置せられている。

(1) 微生物病研究所（業務概況は別冊中、第三十一参照）

本研究所は、微生物病に関する学理の研究及びその応用の研究を行う機関であり、基礎的研究を行う研究所として大学附置研究所であることは適切と考えられる。然しながら、本研究所が結核について研究を実施している実情については、京都大学の結核研究所の項において述べた如く、各方面において天々特に特色あるとも見えぬ研究を実施している実情があるので、今後は結核対策全般を考慮した研究態勢を確立することを期待致したい。

(2) 産業科学研究所（業務概況は別冊中、第三十二参照）

本研究所は、自然科学に関する特殊事項で、産業に直接関係ある理工学の基礎的学理及びその応用研究を行う機関であり、その研究内容も充実している点か認められるので、本大学に附置研究所として存置することは適切と考えられる。

四 結 語

以上は監察を実施した文部省関係の諸研究所の監察結果であつて、これを一表に表示すれば、別紙第三のとおりである。なお、研究機関について全般的の問題としての監察結果を述べれば左のとおりである。

1 文部省関係の研究機関には、現在、行政機関の直轄研究機関と大学附置の研究機関とがある。しかし、大学附置の研究機関は高度の学理と獨創性を必要とする研究を実施するものであるが、特に国の必要な目的に合致する研究を取扱わねばならず、又、行政機関の直轄研究機関は当該行政機関の行政目的を達成する研究を実施しなければならぬものと考えられる。

2 文部省関係の研究機関は直轄五、文化財保護委員会一、大学附置五四、計六〇に上り、夫夫研究を担当しているが、殊に大学附置研究所は数も多く、かつ、比較的自由的な條件下に

研究を実施し得る環境にあるのである。

これら大学附置研究所に關しては、戦前より存するものと、戦時中及び戦後に設置せられたものがあり、戦前のものは、戦災を蒙らざるものについては施設も整い、研究の成果を見られるが、戦時中及び戦後のものは施設の不十分なものが多く、発足後相当の期間を経ていくにかかわらず、学部からの協力援助を受けねば独立した研究所として認め難いものがあり、又他面、戦後研究の目標を失つたので、無理に研究目標を転換して存続しているかに認められるものもある実情である。しかして、これらが不十分な施設をもつて必要な研究を実施し、或いは、同種類の研究を諸所において重複実施する原因となつているので、速やかに整理改善を検討すべきである。

なお、附置研究所については、講座増設の意図からこれを創設した旨、耳にするものもあるが、かかる実情は学部の研究費が僅少にして実験を伴う研究の如きを実施する事が困難なる結果ともうかがわれ、学部の研究の実情についても検討の要あるものと考えらる。

3 研究所においては、ややもすれば研究目的から離れて研究者の嗜好に依じた研究が行われ勝ちのものであるが、殊に大学の教授には学問の自由が許されているために、研究項目の選定及び方法につき研究者の独自の研究が実施せられ、研究所設置の目的が不明確になつていく面がうかがわれるので、反省すべきである。

4 監察を実施した国立大学附置研究所は二六カ所であり、これに対する当庁監察委員の監察報告は叙上のとおりである。国立大学附置研究所は全国に計五四の多数に上り、監察

を実施したのはその約半数に過ぎないので、残余については叙上の趣旨に沿つて適切な検討を加えられんことを期待致したい。なお、例々別冊中、第三十三の如く「国立大学附置研究所をめぐる諸問題」なる見解があり、これは当庁監察委員の見解と趣旨を同じうする面も多分にあるので、参考とせられたい。

別紙第一 文部省の附属機関及び類似の機関調(会議組織のものを除く。)

(註) 設置区分中「附属機関」及び「機関」は、国家行政組織法第八條によるもの、「その他」は同條によらない「直轄機関」及び「その他」の機関である。

部							所轄機関名	設置区分	根拠法規	業務内容	備考
文部省	統計数理研究所	統計数理研究所	統計数理研究所	国立科学博物館	国立教育研究所	文部省					
文部省	国立遺伝学研究所	附属統計技術員養成所	統計数理研究所	国立科学博物館	国立教育研究所	国立学校	○	文部省設置法第十三條	○	検査試験指導医療その他	七九條
							○				
							○				
							○				
							○				
							○				
							○				

省							所轄機関名	設置区分	根拠法規	業務内容	備考
社会教育局	史	大学	初等中等	文化財保護	文部省	文部省					
社会教育局	史	大学	初等中等	文化財保護	文部省	文部省	○	文部省設置法第十三條	○	検査試験指導医療その他	分館一
国子監	史	野田高原連合高等学校	菅子高原体育研究場	国立博物館	日本芸術院	国立語学研究所	○				
							○				
							○				
							○				
							○				
							○				
							○				

国立大学附置及所属研究機関は左ノ通りである。

所轄	機関名	設置区分 所属機関 その他	根拠法規 国立学校設置法 中四条	業務区分 検査試験指導医療 研究教育その他	備考
北海道大学	低温科学研究所	○		○	
"	応用電気研究所	○		○	
"	触媒研究所	○		○	
"	(理学部)結核研究所	○		○	
東北大学	臨海実験所	○	中五条	○	
"	金属材料研究所	○	中四条	○	
"	農学研究所	○		○	
"	遷移製錬研究所	○		○	
"	抗酸菌病研究所	○		○	
"	高速力学研究所	○		○	

所属	機関名	設置区分 所属機関 その他	根拠法規 国立学校設置法 中二条	業務区分 検査試験指導医療 研究教育その他	備考
東北大学	電気通信研究所	○		○	
"	非水溶媒化学研究所	○		○	
"	ガラス研究所	○		○	
"	(理学部)臨海実験所	○	中五条	○	
秋田大学	(鉱山学部)地下資源研究施設	○		○	
群馬大学	(医学部)内分岐研究施設	○		○	
千葉大学	腐敗研究所	○	中四条	○	
東京大学	伝染病研究所	○		○	
"	東京天文台	○		○	
"	地震研究所	○		○	
"	東洋文化研究所	○		○	

所 轄	機 関	名	設置区分	根拠法規	業務区分	備 考
東京工業大学	建築材料研究所		○	国立学校設置法 第4条	○	
〃	資源化学研究所		○	〃	○	
〃	精密機械研究所		○	〃	○	
〃	窯業研究所		○	〃	○	
〃	電気科学研究所		○	〃	○	
〃	燃料科学研究所		○	〃	○	
東京水産大学	(水産学部) 実験実習場		○	〃	○	
一橋大学	経済研究所		○	第4条	○	
金沢大学	結核研究所		○	〃	○	
山梨大学	(工学部) 化学 研究所 研究施設		○	第5条	○	
商船大学	(商船学部) 船舶運航研究施設		○	〃	○	

東京大学	立地自然科学研究所		○	国立学校設置法 第4条	○
〃	理工学研究所		○	〃	○
〃	社会科学研究所		○	〃	○
〃	新聞研究所		○	〃	○
〃	史料編纂所		○	〃	○
〃	生産技術研究所		○	〃	○
〃	(理学部) 臨海実験所		○	第5条	○
〃	(工学部) 総合試験所		○	〃	○
〃	(農学部) 水産実験所		○	〃	○
東京医科 歯科大学	歯科材料研究所		○	第4条	○
東京教育大学	光学研究所		○	〃	○
〃	(教育学部) 特殊教育 教育養成施設		○	第5条	○
〃	(理学部) 臨海実験所		○	〃	○

所轄	機関名	設置区分	根拠法規	業務区分	備考
京都大学	(理学部)火山温泉研究施設	○	国立学校設置法 第五條	○	
大阪大学	微生物研究所	○	第四條	○	
岡山大学	産業科学研究所	○		○	
	温泉研究所	○		○	
神戸大学	(農学部)農学研究施設	○	第五條	○	
広島大学	理論物理学研究所	○	第四條	○	
九州大学	(理学部)臨海実験所	○	第五條	○	
	温泉治療学研究所	○		○	
	応用力学研究所	○		○	
	産業労働研究所	○		○	

静岡大学	(工学部)電子工学研究施設	○		○	
名古屋大学	環境医学研究所	○	第四條	○	
	空電研日光所	○		○	
京都大学	(理学部)臨海実験所	○	第五條	○	
	化学研究所	○	第四條	○	
	人文科学研究所	○		○	
	結核研究所	○		○	
	食糧科学研究所	○		○	
	防災研究所	○		○	
	工学研究所	○		○	
	木材研究所	○		○	
	(理学部)臨海実験所	○	第五條	○	
	(工学部)臨海実験所	○		○	

九州大学	生産科学研究所	○	設置区分	○	業務区分	○	備考
長崎大学	(農学部)水産実験所	○	設置区分	○	業務区分	○	備考
熊本大学	風土病研究所	○	設置区分	○	業務区分	○	備考
国立大学	体質医学研究所	○	設置区分	○	業務区分	○	備考
国立大学	附属図書館	○	設置区分	○	業務区分	○	備考

別紙第二 文部省関係試験研究機関監査日程表

〔者 員〕

別紙第三 文部省関係研究機関整理案

所管	機構名	整理方針
文部省直轄	緯度観測所 統計数理研究所 国立道伝学研究所 国立教育研究所 国立国語研究所	大学の附置機関とする。 統計委員会の研究機関とする。 廃止 両研究所を整理統合して文部省の直轄研究機関とする。
文化財保護委員会	美術研究所 伝染病研究所 東京天文台 地震研究所 立地自然科学研究所 理工学研究所	国立博物館の研究部門として運営する。 存置 廃止 生産技術研究所と統合する。
東京大学	東洋文化研究所 社会科学研究所 新聞研究所 生産技術研究所 史料編纂所	京大の社会科学研究所と統合して、将来は民間の研究機関とするが、現在は文部省の直轄研究所とする。 廃止 理工学研究所と統合する。
一橋大学	経済研究所 建築材料研究所 資源化学研究所 精密機械研究所 実業研究所 電気化学研究所 燃料研究所	存置 存置 存置 存置 存置 存置 存置
東京工業大学		

大阪大学		
産業科学研究所	微生物病研究所 防災研究所 食糧科学研究所 木材研究所 工学研究所 繊維研究所	他学研究所 人文科学研究所
存 置	存 置 東京大学在学文化研究所と統合して将来は民間の研究機関とするが、これを文部省の直轄研究所とする。 存置、但し厚生省の結核対策とも合せて適当な機構を考慮する。 存置、但し研究内容を充実向上する。 廃止 存置	存 置